

入札説明書

1. 入札事項 CAD教育システム保守管理業務委託

2. 当該入札及び契約に関する事務等を担当する部局等の名称、所在地及び問い合わせ先

(1) 事務手続き等について

総務班 當山 (電話)098-933-7555 (FAX)098-933-3233

(2) 仕様等について

産業教育班 知念 (電話)098-933-7527 (FAX)098-933-7563

3. 入札の方法等

(1) 入札書(様式4)は書面により、直接持参又は書留郵便により提出すること。

(2) 代理人がする入札の場合は、本人の委任状(様式5)を持参すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。よって、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(5) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

4. 入札保証金

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

入札保証金を現金で納付する場合は、下記①～④の手順により行うものとする。

① 入札保証金納付書発行依頼書を提出する

入札保証金納付書発行依頼書(様式6)に必要事項を記入し、令和7年7月10日(木曜日)午後5時までに提出する。

② 納付書により納付を行う

①に基づき沖縄県立総合教育センターにて発行した納付書により下記金融機関にて納付し、令和7年7月17日(木曜日)午後5時までに領収証の写しを提出する。

取扱金融機関

- | | |
|-----------|----------------|
| ・ 琉球銀行 | ・ 沖縄県農業協同組合 |
| ・ 沖縄銀行 | ・ 沖縄県信用漁業協同組合 |
| ・ 沖縄海邦銀行 | ・ 商工組合中央金庫那覇支店 |
| ・ コザ信用金庫 | ・ 指定されたみずほ銀行 |
| ・ 沖縄県労働金庫 | |

③ 入札保証金の還付

入札終了後、提出した入札保証金還付請求書(様式7)の口座に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当するため還付しない。

(2) 入札保証金の免除

次のア又はイのいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県立総合教育センター所長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき

(ア) 提出書類 保険証券

(イ) 提出期限 令和7年7月10日(木曜日)午後5時

(ウ) 留意事項 ※ 提出された保険証券は、返却しない。

※ 保険証券(保険加入証明書)は、以下の内容が記載されたものを提出すること。

保険証券(保険加入証明書)記載事項

a) 保険の種類	入札保証保険
b) 保険期間	入札日から1か月
c) 入札金額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇
d) 保証金額	見積る契約金額の100分の5以上
e) 保険契約者	住所・商号又は名称・代表者職氏名
f) 被保険者	沖縄県立総合教育センター所長 金城 正樹
g) 件名	CAD教育システム保守管理業務委託
h) 入札場所	沖縄県立総合教育センター
i) 入札日	令和7年7月22日

イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(ア) 提出書類 ① 同種・同規模契約の履行実績(様式8)

② 同種・同規模契約にかかる契約書の写し(①の内容が確認できるもの)

(イ) 提出期限 令和7年7月17日(木曜日)午後5時

5. 入札の辞退

(1) 入札執行前に辞退する場合

入札辞退届(様式9)を直接持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る)により提出する。

(2) 入札執行中に辞退する場合

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出する。

6. 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立総合教育センター所長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき